

平成25年度グリーン購入法基本方針説明会資料

# 環境物品等の調達の推進に関する 基本方針の変更について

暖房消して 温かいところに集まろう



環境省総合環境政策局環境経済課

# 本日の説明の内容

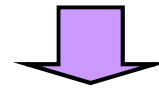
1. **グリーン購入法の概要及び特定調達品目に係る判断の基準等の見直しの概要**
2. **分野別・品目別の変更箇所について**

# 1. グリーン購入法の概要及び 特定調達品目に係る判断の 基準等の見直しの概要

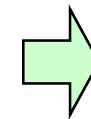
# グリーン購入法の概要①（法の目的）

## 目的（法第1条）

環境負荷の低減に資する物品・役務  
（環境物品等）について、



- 国等の公的部門における調達への推進
- 環境物品等に関する情報の提供 等



環境物品等  
への需要の  
転換の促進



環境負荷の少ない持続的発展が  
可能な社会の構築

## グリーン購入法の概要②（責務、基本方針、調達方針等）

### 国及び独立行政法人等（義務）

#### 責務（法第3条）

- 国等の機関による環境物品等の選択
  - ▶ 環境物品等への需要の転換の促進
- グリーン購入の推進のため普及・啓発等の措置
  - ▶ 事業者・国民への働きかけ

「基本方針」の策定（法第6条）  
グリーン購入の推進に関する基本的事項等

- ◇ 重点的に調達を推進すべき環境物品の種類（**特定調達品目**）
- ◇ 判断の基準及び基準を満たす物品等（**特定調達物品等**）の調達の推進に関する事項 等

各省各庁の長等及び独立行政法人等の長は、

- ▶ 毎年度、基本方針に即してグリーン購入の調達方針を定め・公表（法第7条）
- ▶ 調達方針に基づき調達を推進
- ▶ 調達実績の概要を取りまとめ・公表・環境大臣に通知（法第8条）

（取組が不十分な場合）  
環境大臣が  
各大臣等に  
必要な要請  
（法第9条）

## グリーン購入法の概要③（地方公共団体等の責務等）

地方公共団体等（努力義務）

事業者・国民（一般的責務）

責務（法第4条）  グリーン購入の推進のための措置を講ずる

責務（法第5条）  可能な限り環境物品等の選択に努める

地方公共団体等のグリーン購入の推進（法第10条）

➤ 調達方針の作成

➤ 特定調達品目については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努める

➤ 調達方針に基づき調達を推進

## グリーン購入法の概要④（調達時の配慮、情報提供等）

### 調達に当たっての配慮（法第11条）

環境物品等の調達を理由として、物品等の調達量の総量を増やすことのないよう配慮

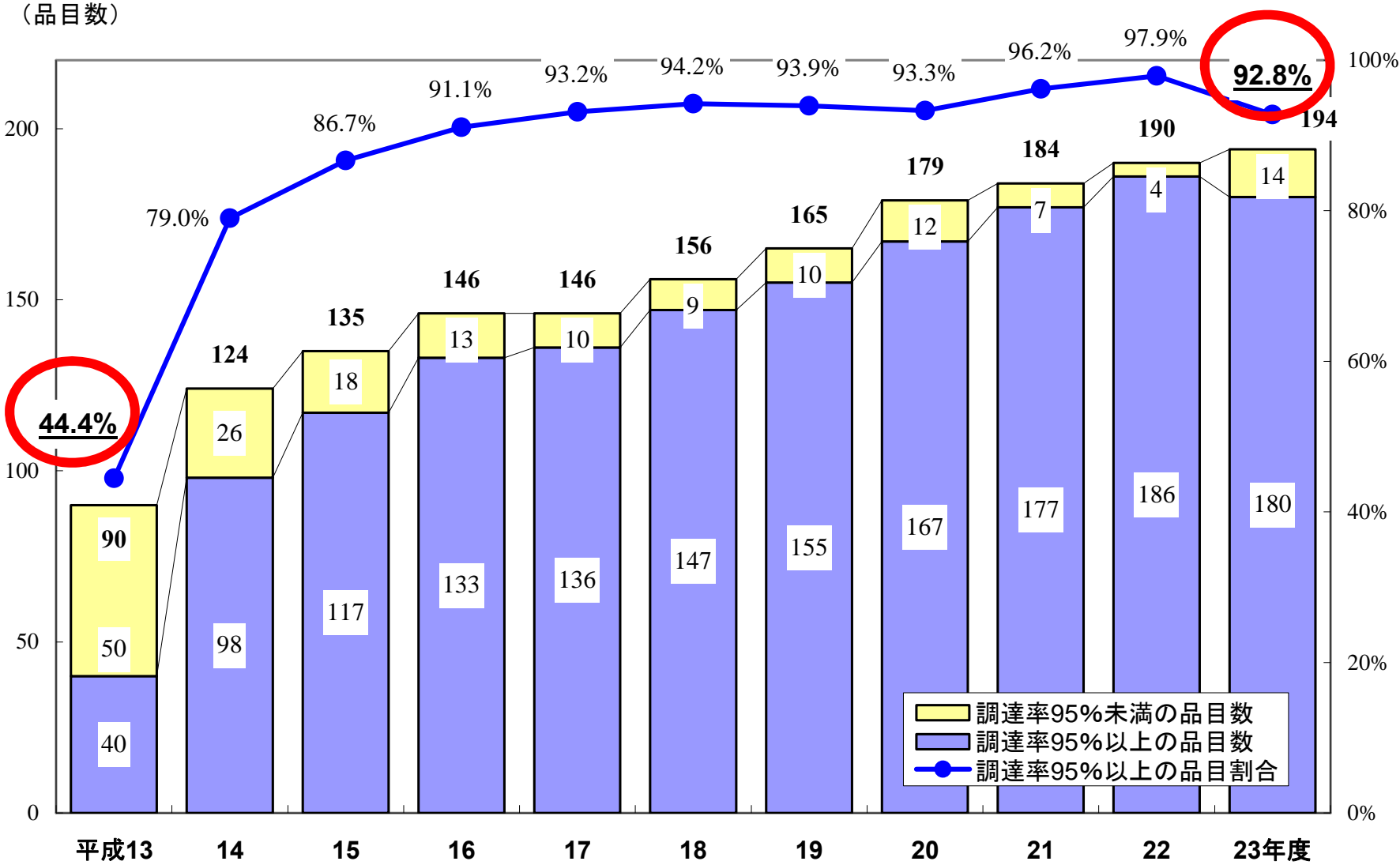
### 情報の提供（法第12条、13条）

- 事業者は物品等の購入者に対し適切な環境情報の提供
- 環境ラベル等の情報提供団体は科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報の提供

### 情報の整理等（法第14条、附則2項）

- 国は上記で提供された環境情報を整理、分析して提供
- 政府は適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討

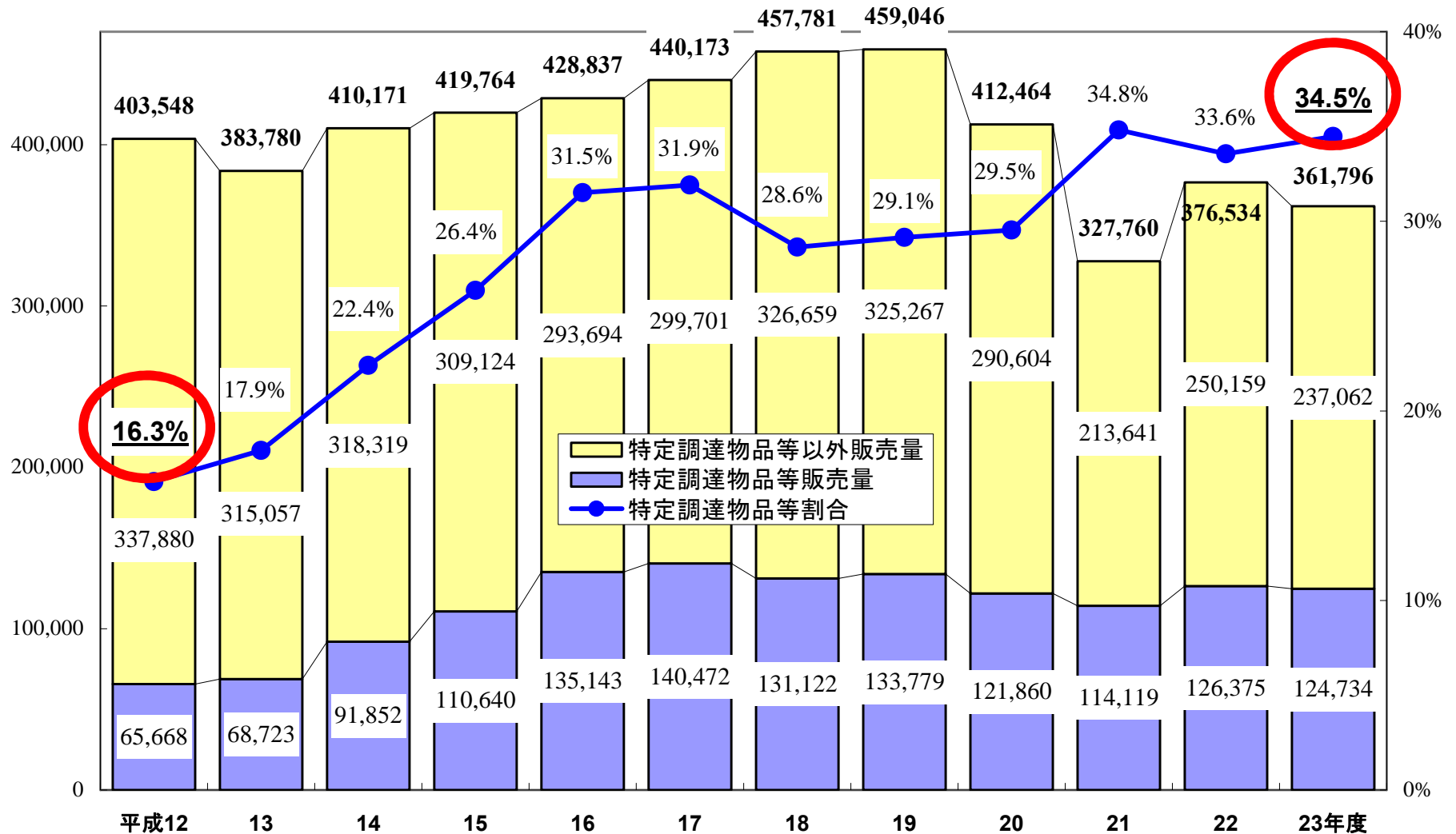
# 国等の調達実績の推移



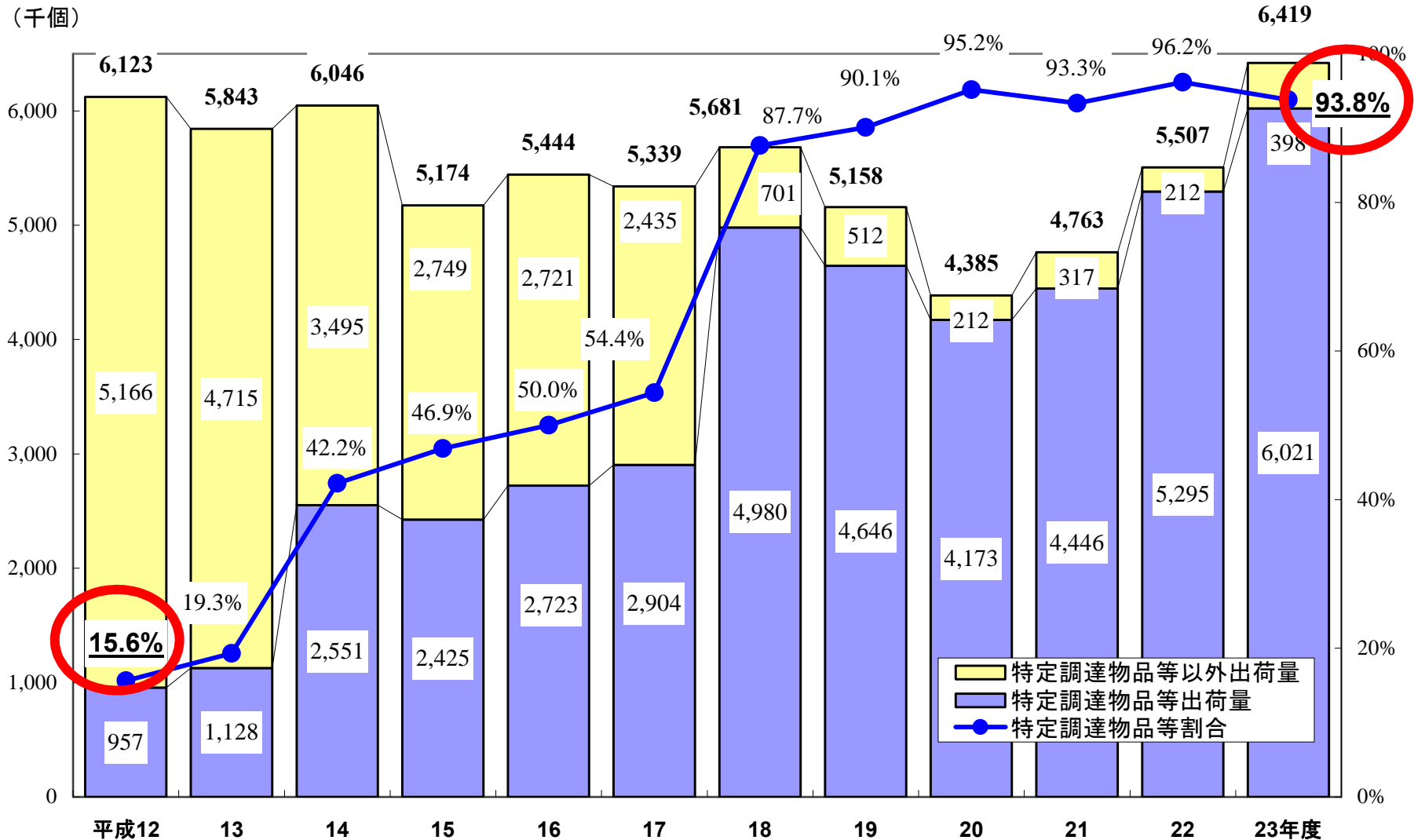


# 特定調達物品の国内販売量及び割合（マーキングペン）

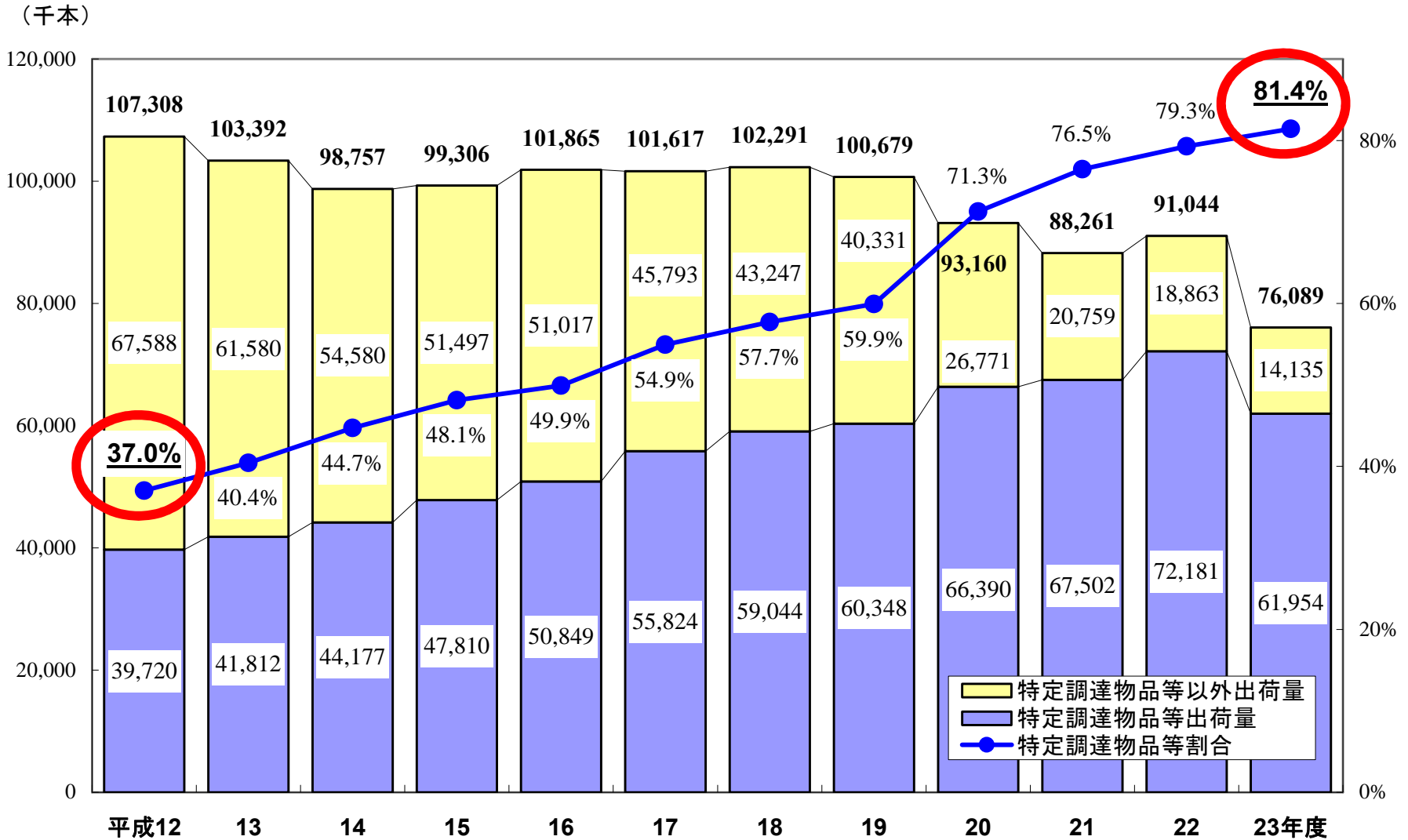
(千本)



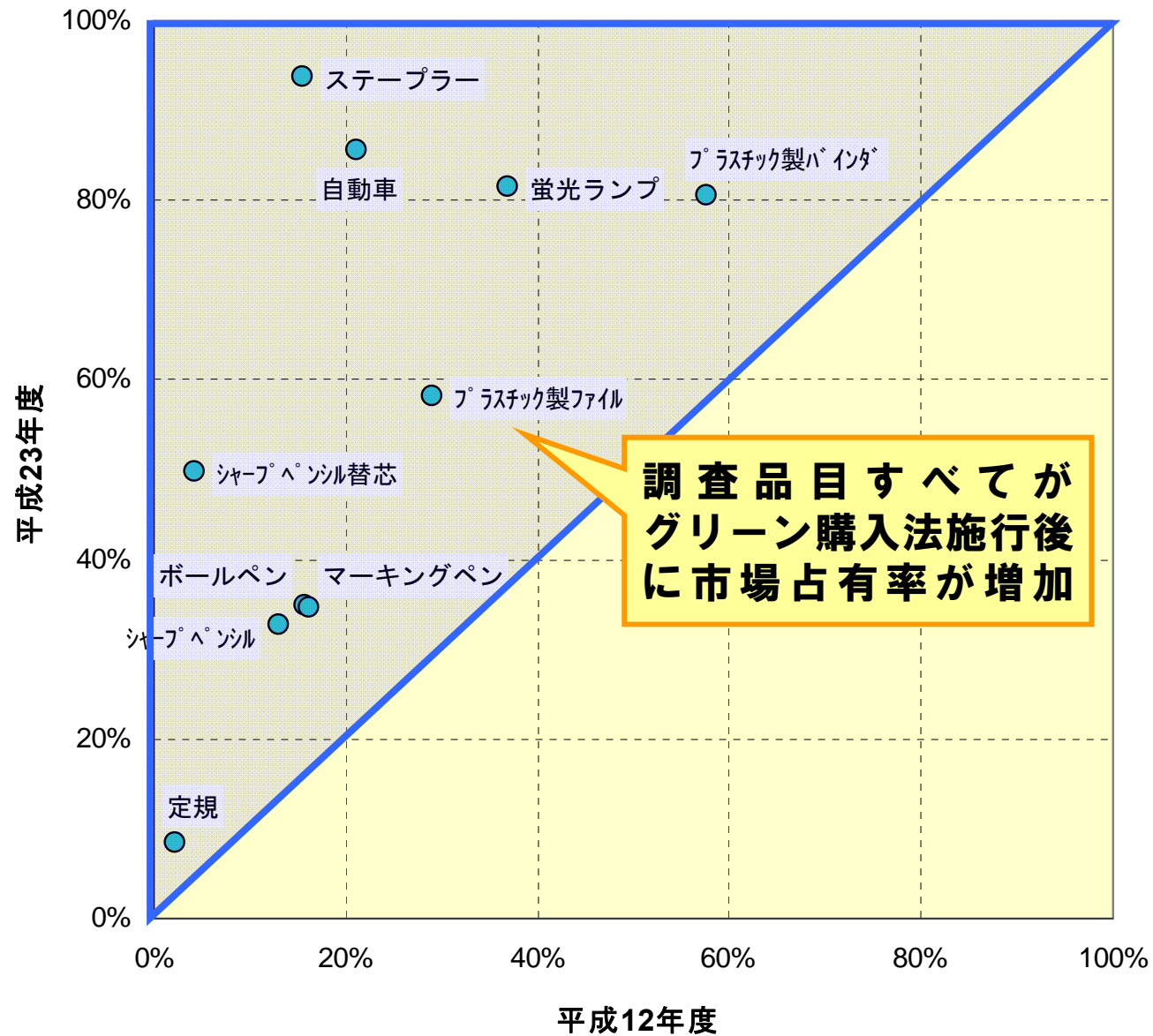
# 特定調達物品の国内出荷量及び割合（ステーフラー）



# 特定調達物品の国内出荷量及び割合（蛍光ランプ）



# 法施行前後の特定調達物品等の市場占有率の推移



# 特定調達品目及び判断の基準等の見直し概要①

---

---

## ◇紙 類

- 古紙の定義及び古紙パルプ配合率の定義、関連用語の解釈を記載（文具類、オフィス家具等についても同様）、経過措置の設定等
- 総合評価指標において竹パルプを間伐材等パルプとして位置づけ（コピー用紙及び印刷用紙）、留意事項の記載等

# 特定調達品目及び判断の基準等の見直し概要②

## ◇OA機器

- コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ/ファクシミリ兼用機、ファクシミリ及びスキャナの7品目について判断の基準を見直し及び経過措置の設定（国際エネルギースタープログラムの改定に伴う見直し）
- ディスプレイについて判断の基準を見直し（国際エネルギースタープログラムの改定に伴う見直し）
- 光源ランプに水銀を使用しているプロジェクタについて光源ランプ・製品を回収する仕組みの構築に対して設定した経過措置を終了

# 特定調達品目及び判断の基準等の見直し概要③

## ◇家電製品

- 電気冷蔵庫について定格内容積の区分を一部変更（判断の基準の強化）し、経過措置を延長
- 電気便座について市場動向を勘案し、経過措置を延長

## ◇温水器等

- 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器について判断の基準を見直し及び経過措置の設定（省エネ法トップランナー基準の設定に伴う見直し。業務用については従前の判断の基準を継続）

# 特定調達品目及び判断の基準等の見直し概要④

## ◇照 明

- 蛍光灯照明器具のうち家庭用の製品に対し設定した経過措置を終了
- LED照明、蛍光ランプ等に係る測定方法等についてJIS規格の制定に伴う見直し
- 高周波点灯専用形（Hf）ランプについて新たに判断の基準を設定
- 水銀に関する水俣条約を踏まえ、蛍光ランプの水銀封入量に係る判断の基準を強化

## ◇自動車等

- E10対応車の市場導入等に伴うバイオエタノール混合ガソリン（E10）の供給体制を踏まえた利用促進を備考に追記



# 特定調達品目及び判断の基準等の見直し概要⑤

## ◇設 備

- 節水コマについて試験方法のJIS準拠及びJIS規格適合品が判断の基準を満たす旨備考に記載
- 太陽熱利用システムについて判断の基準等の表記の修正

## ◇公共工事

- 高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材、電気炉酸化スラグ骨材、鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物、鉄鋼スラグ混入路盤材、透水性コンクリート及び再生プラスチック製中央分離帯ブロックの8品目についてJIS規格適合品が判断の基準を満たす旨記載
- 高日射反射率塗料について日射反射率保持率に係る経過措置を1年間延長
- 照明制御システムについてLED照明器具を対象に追加

# 特定調達品目及び判断の基準等の見直し概要⑥

---

---

## ◇役 務

- 「会議運営」を特定調達品目として追加
- 自動車専用タイヤ更生（リトレッド）についてJIS規格適合品が判断の基準を満たす旨備考に記載
- 植栽管理について最新の通知番号への更新

# 判断の基準と配慮事項

## 判断の基準

- グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であるための基準
  - ➡ ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮
  - ➡ 特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定
  - ➡ 各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるもの

## 配慮事項

- 特定調達物品等であるための要件ではないが、調達に当たって、さらに配慮することが望ましい事項
  - ➡ 現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項

## 2. 分野別・品目別の変更箇所について

## 古紙の定義①

### 古紙とは

「市中回収古紙」及び「産業古紙」

#### 市中回収古紙

店舗、事務所及び家庭などから発生する使用済みの紙であって、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの（商品として出荷され流通段階を経て戻るものを含む。）

#### 産業古紙

原紙の製造工程後の加工工程から発生し、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの

ただし・・・

## 古紙の定義②

### 産業古紙の「ただし書き」

**ただし、紙製造事業者等（当該紙製造事業者の子会社、関連会社等の関係会社を含む。）の紙加工工場、紙製品工場、印刷工場及び製本工場など、紙を原料として使用する工場若しくは事業場において加工を行う場合、又は当該紙製造事業者が製品を出荷する前に委託により他の事業者加工を行わせる場合に発生するものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原料として使用されるものは、古紙としては取り扱わない（当該紙製造事業者等の手を離れ、第三者を介した場合は、損紙を古紙として取り扱うための意図的な行為を除き、古紙として取り扱う。）。**

## 古紙の定義③（損紙）

### 損紙とは

「回流損紙」「仕込損紙」及び「ただし書き」

#### 回流損紙

製造工程において発生し、そのまま製紙工程に戻され原料として使用されるもの（ウェットブローク及びドライブローク）

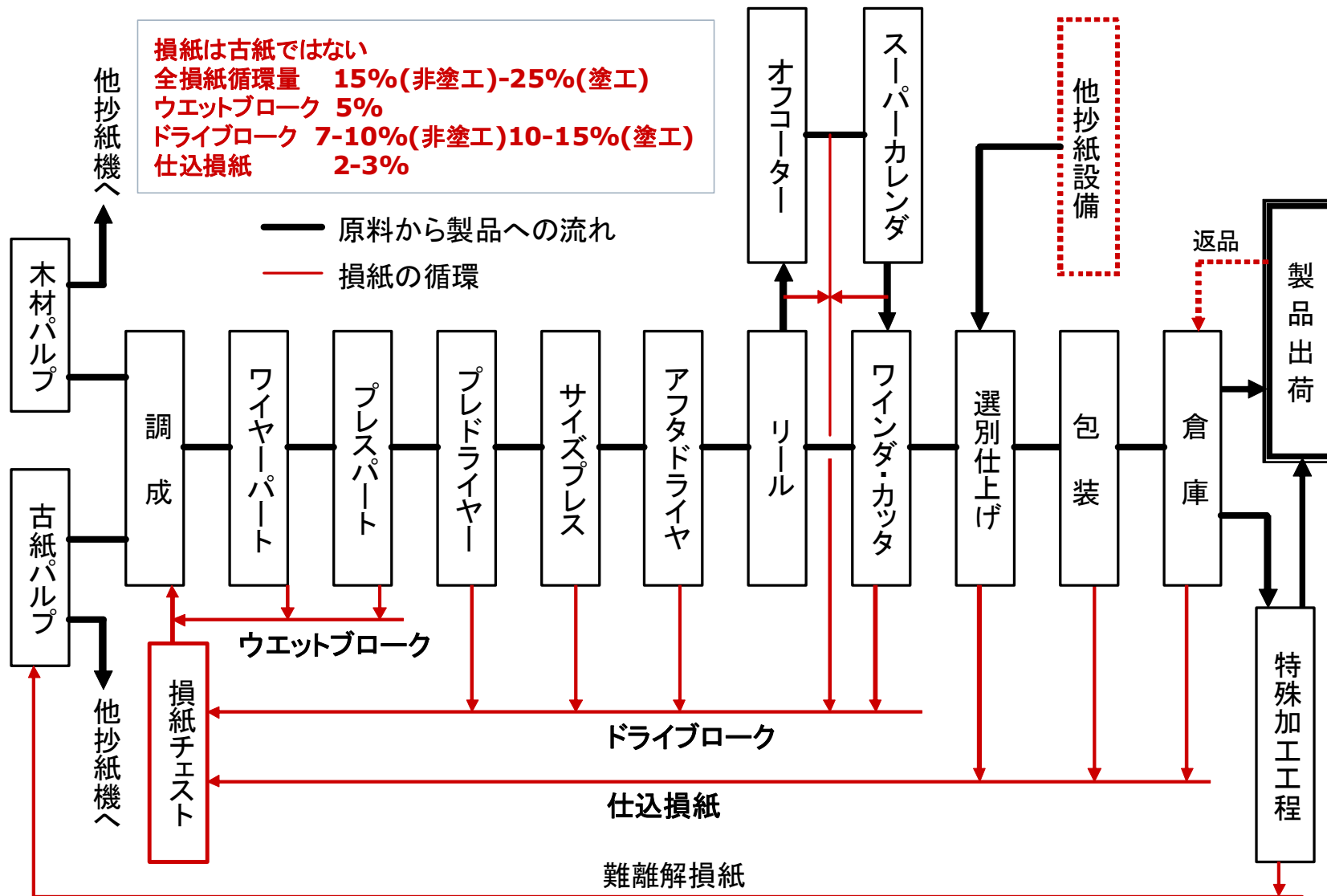
#### 仕込損紙

製紙工場又は事業場内に保管されて原料として使用されるもの

#### 産業古紙ただし書き

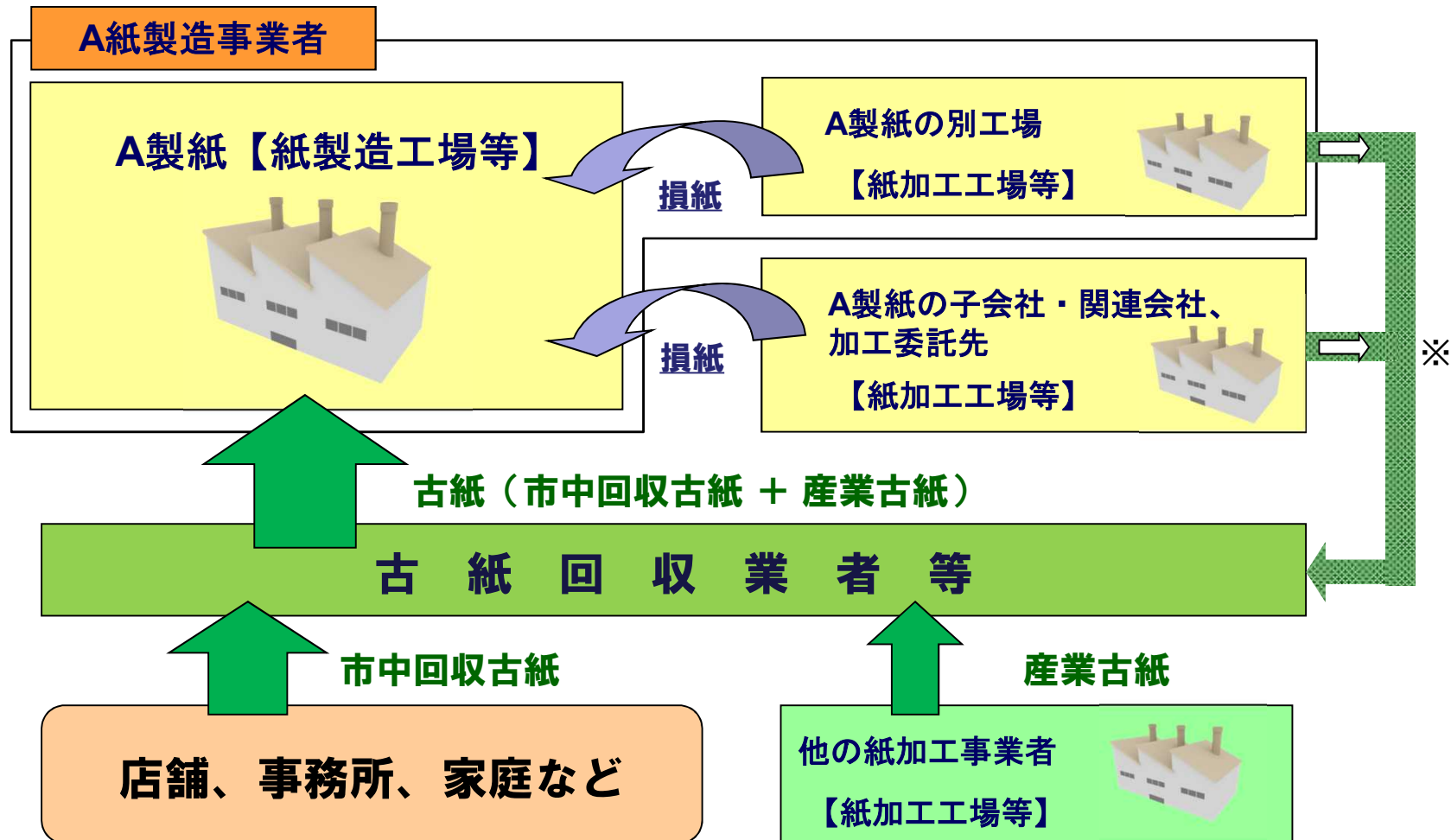
産業古紙の定義において「ただし書き」で規定されているもの

# 【参考】抄紙機と損紙の循環





# 古紙の定義④



※ 古紙回収業者の取り扱う古紙には、子会社等が製紙工場から遠方にある場合に輸送等の環境負荷を考慮してやむを得ず古紙業者に売却したものが含まれる可能性はある。ただし、意図的に古紙回収業者等に売却し、買い戻す場合は古紙として扱わない。

# 古紙パルプ配合率の定義

## 古紙パルプ配合率とは

$$\text{古紙パルプ配合率} = \frac{\text{古紙パルプ}}{\text{(バージンパルプ+古紙パルプ)}} \times 100 (\%)$$

パルプは含水率10%の重量とする。

上記算定式の分母及び分子には損紙は含まないものとする。

## 総合評価指標への竹パルプの位置づけ

### 【判断の基準】

- ① 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、**間伐材等パルプ利用割合**、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。
  - ➡ 間伐材等とは「**間伐材又は竹**」（備考2）
  - ➡ 原料表示や製品仕様等、紙製造事業者等の情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意して調達を実施（コピー用紙：備考7、印刷用紙：備考6）

### 【配慮事項】

- ② 森林認証材パルプ及び**間伐材等パルプ**の利用割合が可能な限り高いものであること。

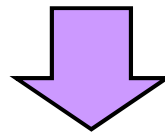
## コピー用紙②、印刷用紙②

### 古紙の定義等の設定に伴う経過措置

- 古紙の定義等の設定に伴い、平成26年3月31日までに製造された従前の判断の基準を満たす製品については、平成26年度1年間は特定調達物品等とみなす（コピー用紙：備考11、印刷用紙：備考10）

## 竹パルプの紙の原料への使用

- 近年全国各地（特に西日本）において竹林の拡大とそれに伴う森林の荒廃が顕在化
- 竹は地下茎を広げ繁殖域を拡大。成長力が非常に強く、成長にあまり空間と光を必要としない
- 竹林の放置、竹の森林や里山、農地への拡大・侵入等による森林の有する多面的機能への影響



- ◇ 放置竹林対策、森林や里山への拡大・侵入防止
- ◇ 森林の多面的機能の維持、資源有効利用に貢献

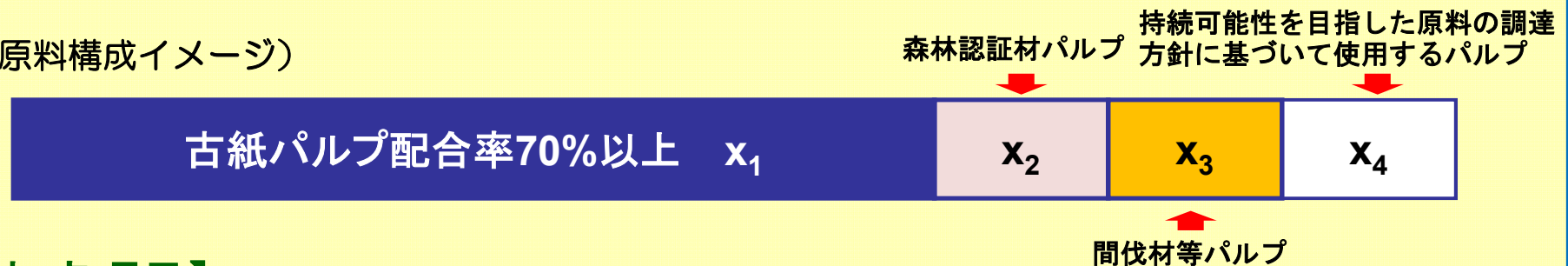
# コピー用紙に係る総合評価指標の概要

- 環境指標項目は、廃棄物削減、資源の有効活用、持続可能な森林経営等の観点から、**原料組成を基本指標**とする。また、その他重要な環境性能の価値を評価するため、**白色度及び坪量を加算指標**とする

## 【基本項目】

1. 古紙パルプ配合率 ( $x_1$ ) : 廃棄物削減、資源有効利用、森林保全
2. 森林認証材パルプ利用割合 ( $x_2$ ) : 持続可能な森林経営、森林吸収源
3. **間伐材等パルプ利用割合** ( $x_3$ ) : 吸収源、資源有効利用、生物多様性保全
4. 持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ ( $x_4$ ) : 持続可能な森林経営、資源有効活用

(原料構成イメージ)



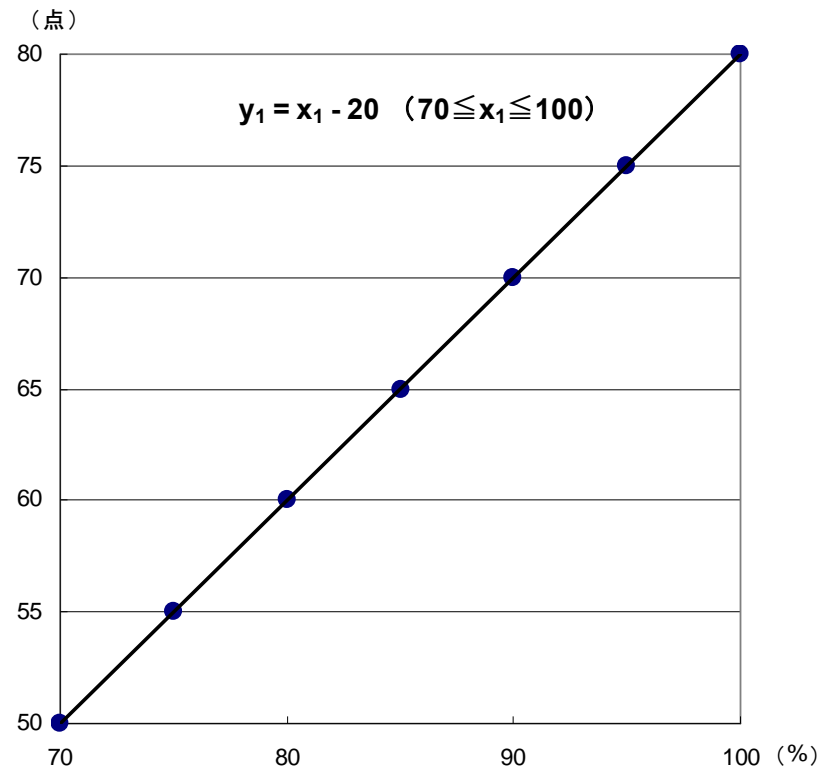
## 【加算項目】

5. 白色度 : 市中回収古紙の利用促進、脱墨等の製造工程上の環境負荷低減
6. 坪量 : 省資源・軽量化、流通段階での環境負荷低減

# 【参考】コピー用紙に係る総合評価指標の指標項目

## 古紙パルプ配合率 ( $x_1$ )

- 世界の森林面積は2000年から2010年までの間に、年平均521万haの森林が減少
- 2012年における我が国のパルプ材の69%が輸入材であり、紙の原料の多くを海外の森林に依存
- 廃棄物の削減、資源の有効利用の観点、及び環境保全上重要な森林資源への需要圧力の緩和による公益機能の維持等の観点から、**古紙パルプの利用を極力推進していくことを最も重要かつ基本的な考え方**とし指標項目として設定

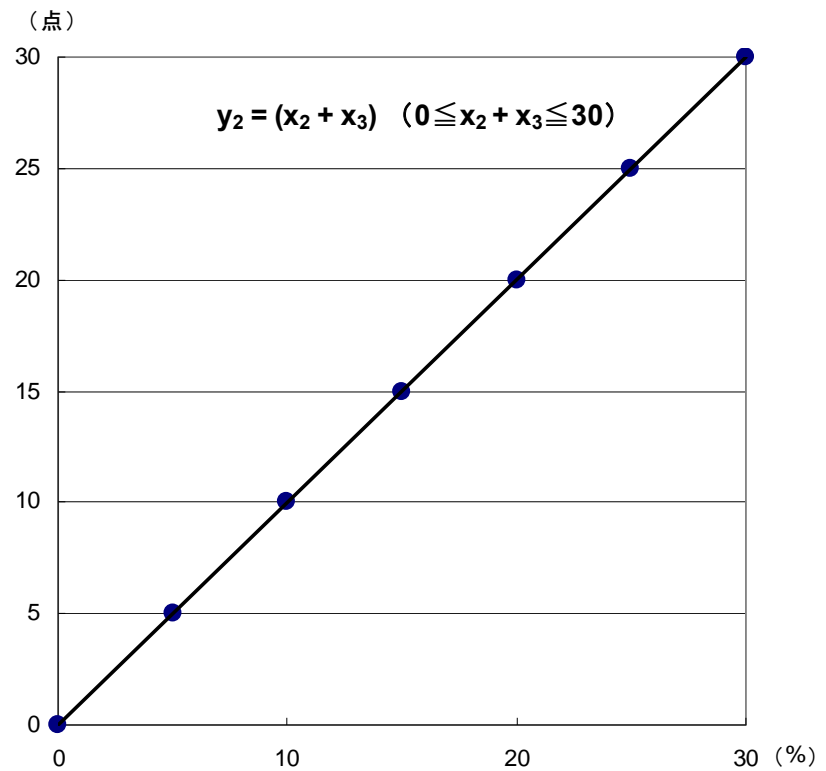


$$y_1 = x_1 - 20 \quad (70 \leq x_1 \leq 100)$$

# 【参考】コピー用紙に係る総合評価指標の指標項目

## 森林認証材パルプ ( $x_2$ )、間伐材等パルプ ( $x_3$ ) 利用割合

- 森林認証材及び間伐材等については、**古紙と同等の環境価値を有するもの**と評価
- 森林認証材は持続可能な森林経営を推進するための有効な手段
- 間伐材は森林保全、森林吸収源確保のための利用拡大が極めて重要な取組
- 竹は放置竹林対策、生物多様性保全、森林の多面的機能の維持のための利用推進が重要
- 森林保全、森林吸収源の確保、持続可能な森林経営等の観点から、森林認証材パルプ、間伐材等パルプ合計利用割合を指標項目として設定



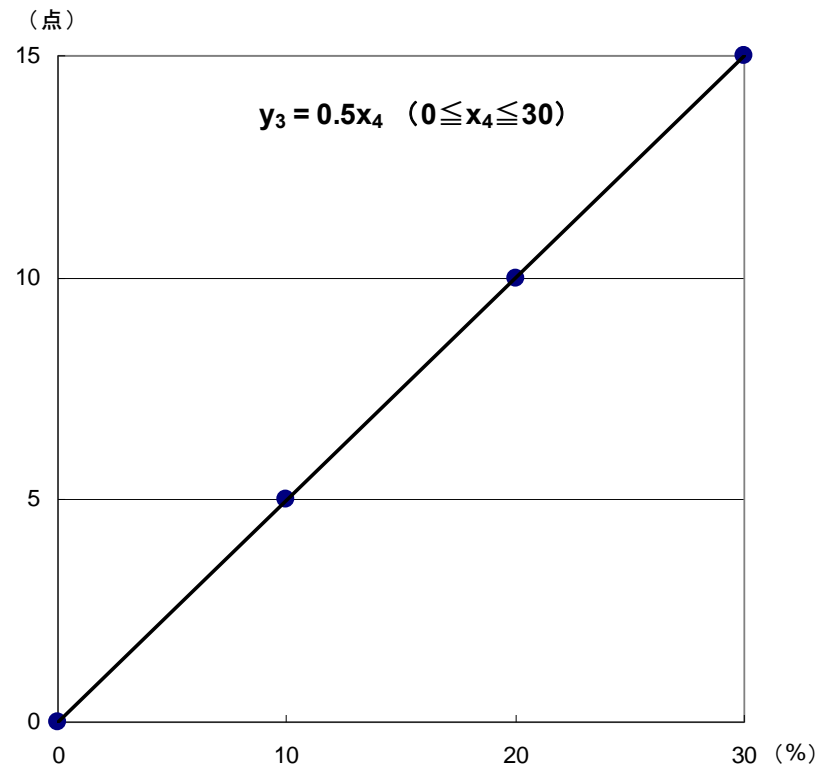
$$y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 30)$$



# 【参考】コピー用紙に係る総合評価指標の指標項目

## その他の持続可能性を目指したパルプ（ $x_4$ ）利用割合

- 森林資源の循環的・持続的利用の観点からの経営、生物多様性の保全等の環境的優位性や労働者の健康安全への配慮等の社会的優位の確保に配慮された森林から産出された木材に限り調達するとの方針に基づくパルプの普及は、持続可能な森林経営に向けた取組の着実な進展を図る上で有効な手段
- 資源の有効利用、森林保全等の観点から、廃木材、建設発生木材、低位利用木材及び廃植物繊維の再・未利用木材を原料として使用することは重要な取組
- 森林吸収源の確保、持続可能な森林経営、資源の有効利用等の観点から、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合を指標項目として設定

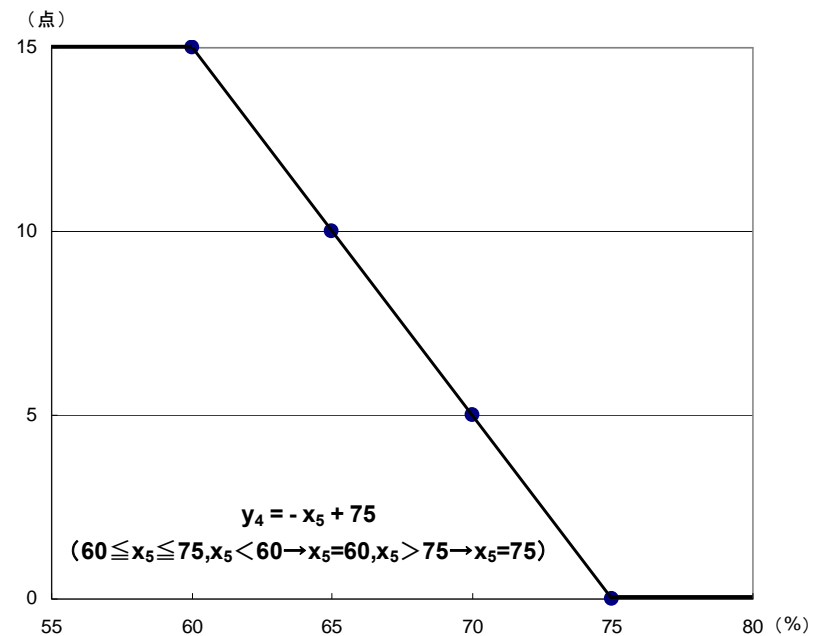


$y_3 = 0.5x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 30)$

# 【参考】コピー用紙に係る総合評価指標の指標項目

## 白色度 (x<sub>5</sub>)

- 古紙偽装原因の解決に寄与（品質要求（白色度競争）や古紙の入手困難など）
- 必要以上の白い紙の製造のために環境負荷の増大につながるおそれ（漂白剤、化学薬品使用、製造エネルギー増加、歩留まり低下等）
- 新聞古紙、雑誌古紙、ミックスペーパー等の市中回収古紙の利用促進（環境負荷低減のための出なりの白さを評価）
- 古紙市況は急変し、古紙余剰の状況。新聞・雑誌・ダンボールの輸出は止まっており、喫緊の課題は市中回収古紙の利用促進
- 環境負荷低減に真摯に取り組んでいる事業者の努力を適切に評価することが必要



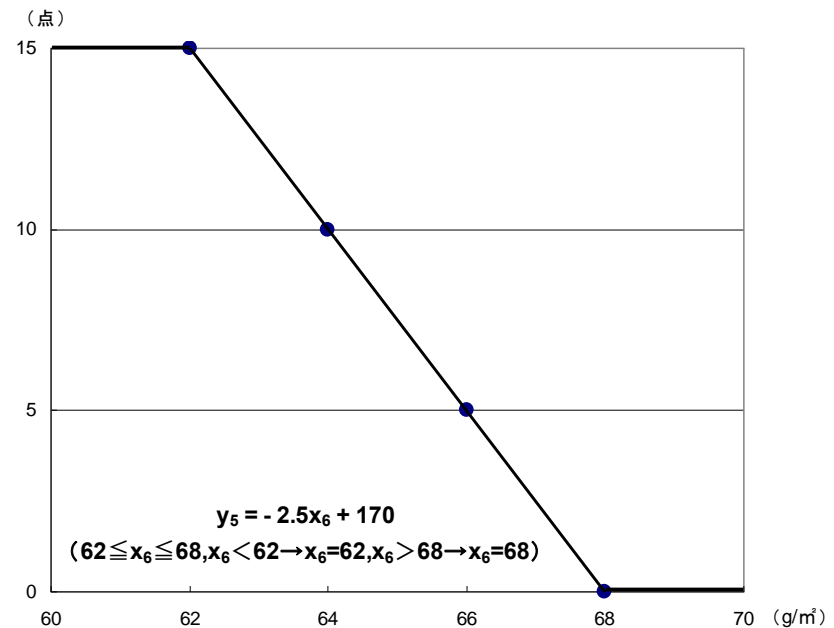
$$y_4 = -x_5 + 75$$

$$(60 \leq x_5 \leq 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$$

# 【参考】コピー用紙に係る総合評価指標の指標項目

## 坪量 ( $x_6$ )

- 省資源・軽量化、流通段階における環境負荷低減、やむを得ず廃棄する場合における紙ごみ削減の観点から坪量を評価
- 古紙パルプの一部を環境に配慮された原料を使用したバージンパルプに代替することにより強度を上げ、坪量を下げることが可能
- 古紙パルプ配合率が高く、かつ坪量の小さい用紙の生産を促すためであり、製紙メーカー各社が技術開発を行い、省資源等の環境負荷低減に向けた取組に期待
- 我が国の商習慣を改め増斤をなくし、環境価値の高い製品を適正に評価、環境価値への正当な対価の支払



$$y_5 = -2.5x_6 + 170$$

$$(62 \leq x_6 \leq 68, x_6 < 62 \rightarrow x_6 = 62, x_6 > 68 \rightarrow x_6 = 68)$$

# 【参考】コピー用紙に係る総合評価値の算定式

指標項目		評価式	変数範囲	重み付け	点数範囲
基本項目	古紙パルプ配合率 (%) $x_1$	$y_1 = x_1 - 20$	$70 \leq x_1 \leq 100$	1	$50 \leq y_1 \leq 80$
	森林認証材パルプ 利用割合 (%) $x_2$	$y_2 = x_2 + x_3$	$0 \leq x_2 + x_3 \leq 30$	1	$0 \leq y_2 \leq 30$
	間伐材等パルプ 利用割合 (%) $x_3$			1	
	その他持続可能性を目指した パルプ利用割合 (%) $x_4$	$y_3 = 0.5 \cdot x_4$	$0 \leq x_4 \leq 30$	0.5	$0 \leq y_3 \leq 15$
加 点 項 目	白色度 (%) $x_5$	$y_4 = -x_5 + 75$	$60 \leq x_5 \leq 75$	—	$0 \leq y_4 \leq 15$
	坪量 (g/m <sup>2</sup> ) $x_6$	$y_5 = -2.5 \cdot x_6 + 170$	$62 \leq x_6 \leq 68$	—	$0 \leq y_5 \leq 15$

$$Y = (y_1 + y_2 + y_3) + (y_4 + y_5) \geq 80$$

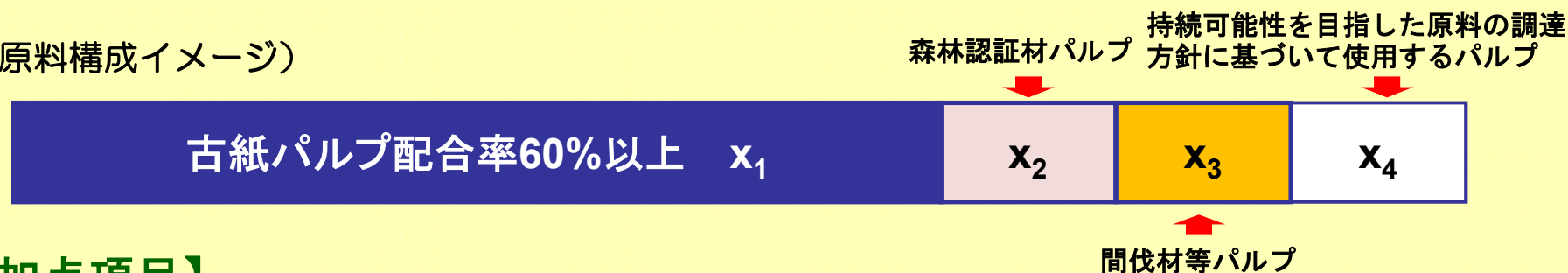
# 印刷用紙に係る総合評価指標の概要

- 指標項目は、廃棄物削減、資源の有効活用、持続可能な森林経営等の観点から、**原料組成を基本項目**とする。また、その他の環境価値の評価として、塗工用紙は**塗工量**、非塗工用紙は**白色度を加点項目**とする

## 【基本項目】

1. 古紙パルプ配合率 ( $x_1$ ) : 廃棄物削減、資源有効利用、森林保全
2. 森林認証材パルプ利用割合 ( $x_2$ ) : 持続可能な森林経営、森林吸収源
3. **間伐材等パルプ利用割合** ( $x_3$ ) : 吸収源、資源有効利用、生物多様性保全
4. 持続可能性を目指したパルプ ( $x_4$ ) : 持続可能な森林経営、資源有効活用

(原料構成イメージ)



## 【加点項目】

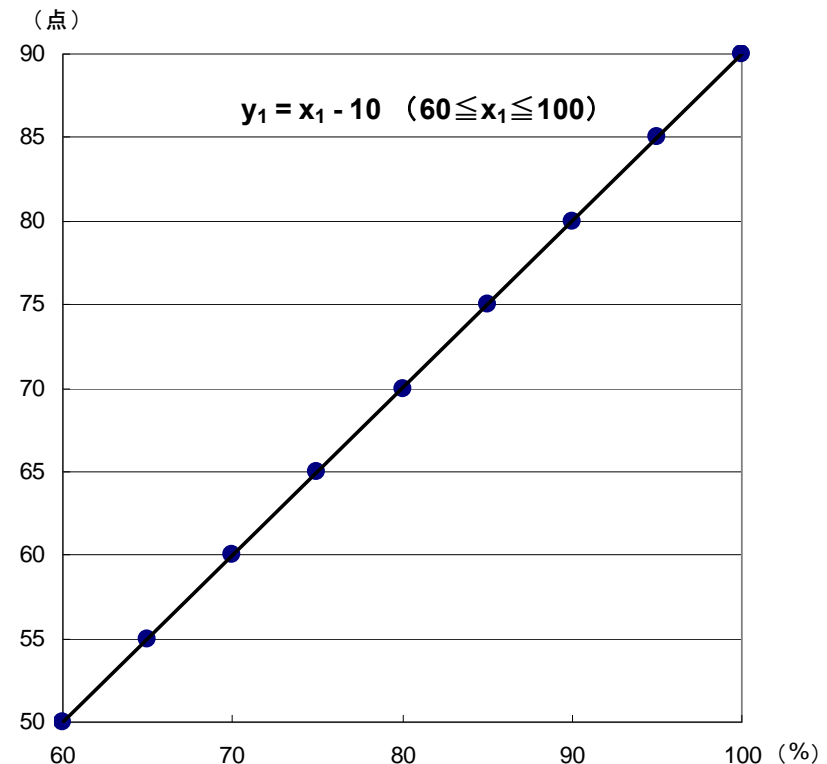
5. 塗工量 : 製紙スラッジの削減、廃棄物の削減
6. 白色度 : 市中回収古紙の利用促進、脱墨等の製造工程上の環境負荷低減

※ファンシーペーパー又は抄色紙はリサイクル適性Aランクの場合に加点措置

# 【参考】印刷用紙に係る総合評価指標の指標項目

## 古紙パルプ配合率 ( $x_1$ )

- 世界の森林面積は2000年から2010年までの間に、年平均521万haの森林が減少
- 2012年における我が国のパルプ材の69%が輸入材であり、紙の原料の多くを海外の森林に依存
- 廃棄物の削減、資源の有効利用の観点、及び環境保全上重要な森林資源への需要圧力の緩和による公益機能の維持等の観点から、**古紙パルプの利用を極力推進**していくことを**最も重要かつ基本的な考え方**とし指標項目として設定

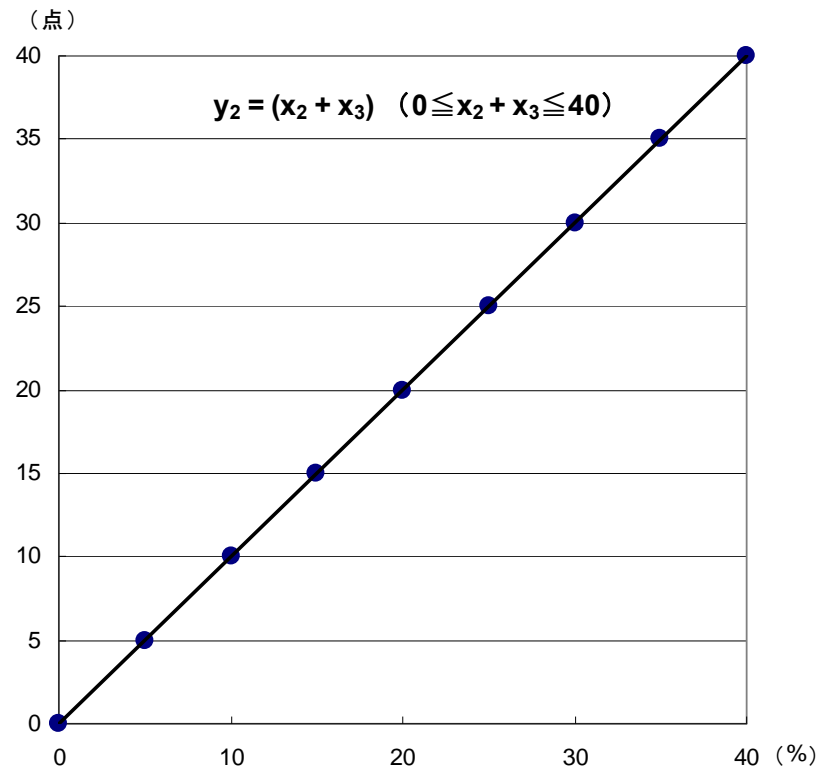


$$y_1 = x_1 - 10 \quad (60 \leq x_1 \leq 100)$$

# 【参考】印刷用紙に係る総合評価指標の指標項目

## 森林認証材パルプ ( $x_2$ )、間伐材等パルプ ( $x_3$ ) 利用割合

- 森林認証材及び間伐材等については、**古紙と同等の環境価値を有するもの**と評価
- 森林認証材は持続可能な森林経営を推進するための有効な手段
- 間伐材は森林保全、京都議定書の森林吸収源確保のための利用拡大が極めて重要な取組
- 竹は放置竹林対策、生物多様性保全、森林の多面的機能の維持のための利用推進が重要
- 森林保全、森林吸収源の確保、持続可能な森林経営の観点から、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計利用割合を指標項目として設定

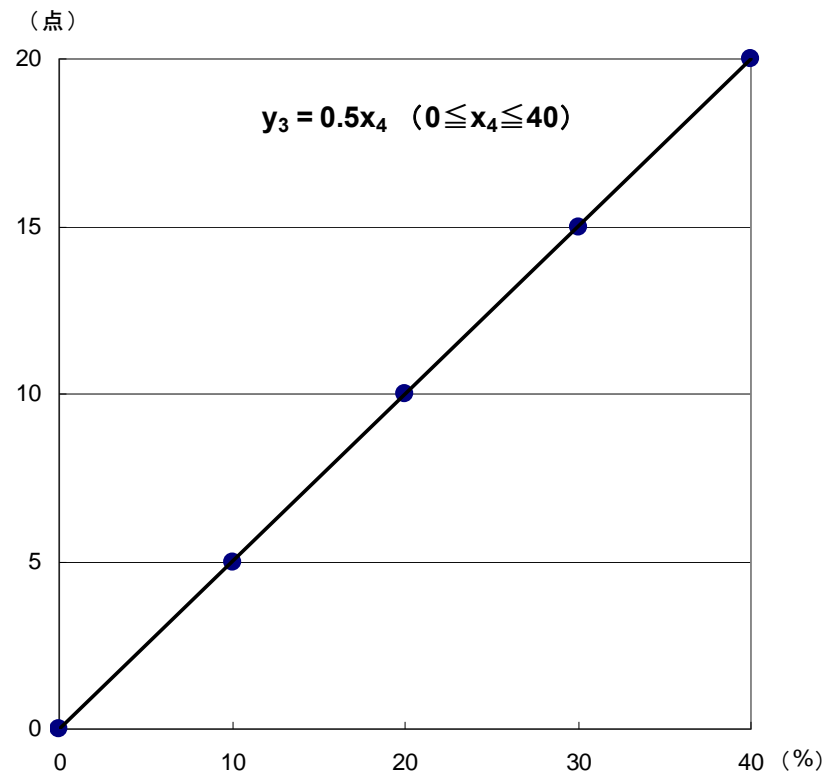


$$y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 40)$$

# 【参考】印刷用紙に係る総合評価指標の指標項目

## その他の持続可能性を目指したパルプ（ $x_4$ ）利用割合

- 森林資源の循環的・持続的利用の観点からの経営、生物多様性の保全等の環境的優位性や労働者の健康安全への配慮等の社会的優位の確保に配慮された森林から産出された木材に限り調達するとの方針に基づくパルプの普及は、持続可能な森林経営に向けた取組の着実な進展を図る上で有効な手段
- 資源の有効利用、森林保全等の観点から、廃木材、建設発生木材、低位利用木材及び廃植物繊維の再・未利用木材を原料として使用することは重要な取組
- 森林吸収源の確保、持続可能な森林経営、資源の有効利用等の観点から、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合を指標項目として設定



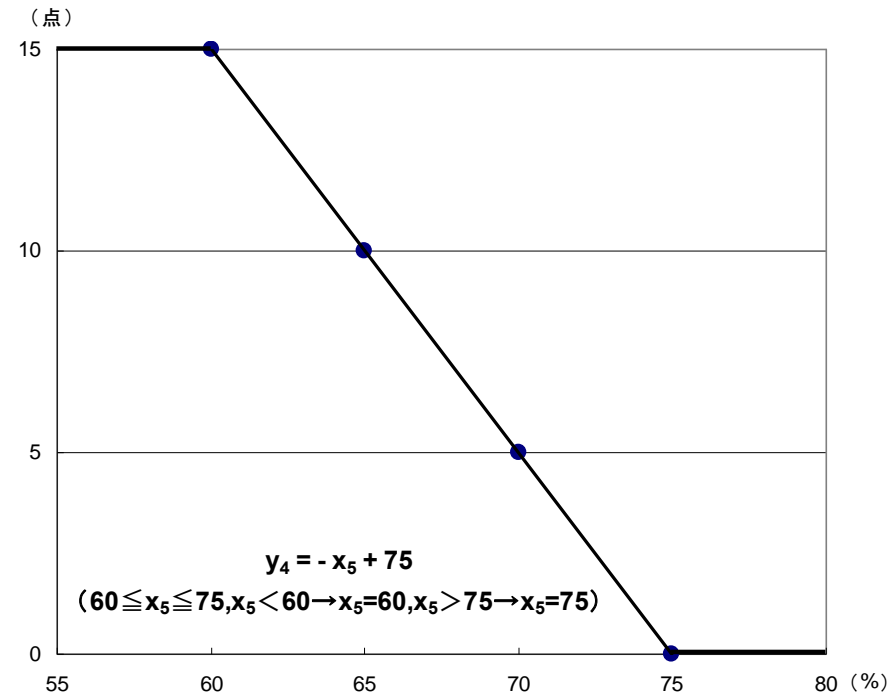
$$y_3 = 0.5x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 40)$$



# 【参考】印刷用紙に係る総合評価指標の指標項目

## 白色度 (x<sub>5</sub>) 非塗工紙に適用

- 古紙偽装原因の解決に寄与 (品質要求 (白色度競争) や古紙の入手困難など)
- 必要以上の白い紙の製造のために環境負荷の増大につながるおそれ (漂白剤、化学薬品使用、製造エネルギー増加、歩留まり低下等)
- 新聞古紙、雑誌古紙、ミックスペーパー等の市中回収古紙の利用促進 (環境負荷低減のための出なりの白さを評価)
- ファンシーペーパー又は抄色紙については、印刷物の古紙としての利用促進の観点からリサイクル適性を評価 (Aランクの場合+5)



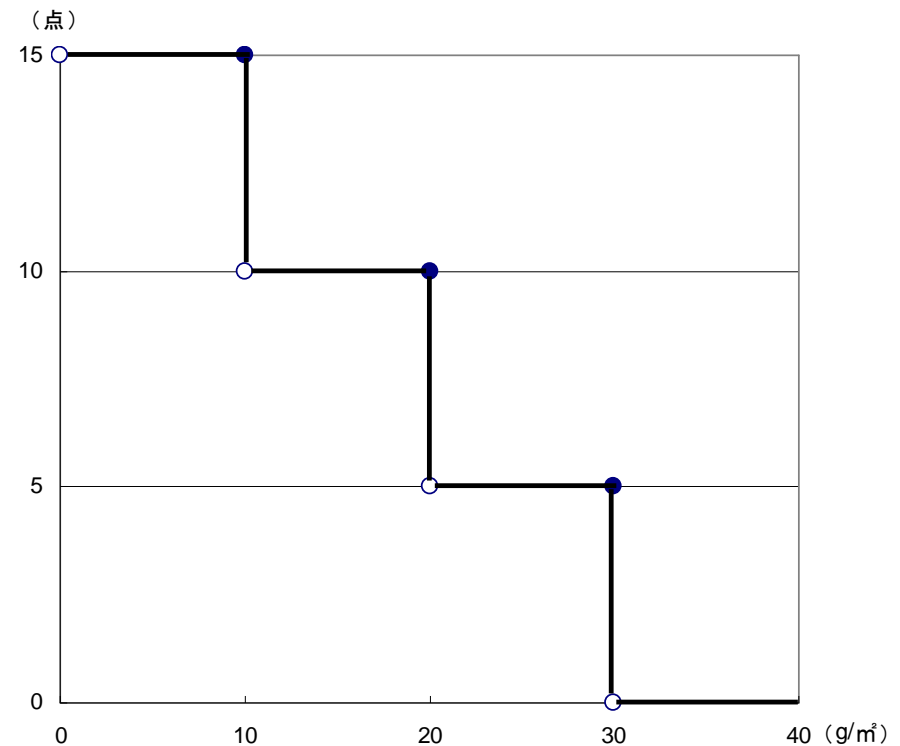
$$y_4 = -x_5 + 75$$

$$(60 \leq x_5 \leq 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$$

# 【参考】印刷用紙に係る総合評価指標の指標項目

## 塗工量（両面塗布量）（ $x_6$ ） 塗工紙に適用

- 表面塗工は、印刷適性などの品質を向上させるが、その古紙をパルプにする場合、製紙スラッジの増大をまねく
- 廃棄物削減の観点から、塗工量を低減することが必要



$y_5 = 15$ ( $0 < x_6 \leq 10$ )	$y_5 = 10$ ( $10 < x_6 \leq 20$ )
$y_5 = 5$ ( $20 < x_6 \leq 30$ )	$y_5 = 0$ ( $30 < x_6$ )

# 【参考】印刷用紙に係る総合評価値の算定式

指標項目		評価式	指標値範囲	重み付け	評価値範囲		
基本項目	古紙パルプ配合率 (%)	$x_1$	$y_1 = x_1 - 10$	$60 \leq x_1 \leq 100$	1	$50 \leq y_1 \leq 90$	
	森林認証材パルプ 利用割合 (%)	$x_2$	$y_2 = x_2 + x_3$	$0 \leq x_2 + x_3 \leq 40$	1	$0 \leq y_2 \leq 40$	
	間伐材等パルプ 利用割合 (%)	$x_3$			1		
	その他持続可能性を目指した パルプ利用割合 (%)	$x_4$	$y_3 = 0.5 \times x_4$	$0 \leq x_4 \leq 40$	0.5	$0 \leq y_3 \leq 20$	
加 点 項 目	非 塗 工	白色度 (%)	$x_5$	$y_4 = -x_5 + 75$	$60 \leq x_5 \leq 75$	-	$0 \leq y_4 \leq 15$
		Aランクのファンシー ペーパー、抄色紙	-	$y_4 = 5$	-	-	-
	塗 工	塗工量 (g/m <sup>2</sup> )	$x_6$	$y_5 = 0, 5, 10, 15$	$0 \leq x_6 \leq 30$	-	$0 \leq y_5 \leq 15$

$$Y_1 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 \geq 80 \quad (\text{非塗工})$$

$$Y_2 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_5 \geq 80 \quad (\text{塗工})$$

## 文具類【p.15】

---

---

### 古紙及び古紙パルプ配合率の定義

- 「2. 紙類(2)」による（備考5）

## オフィス家具等【p.26】

---

---

### 古紙及び古紙パルプ配合率の定義

- 「2. 紙類(2)」による（備考4）

## コピー機等【p.29】

### 省エネルギー性能に係る判断の基準の強化

#### 【判断の基準】

#### ＜個別事項＞

- ① コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機
- ② 複合機（インクジェット方式を除く）
- ③ インクジェット方式の複合機
  - ➡ 国際エネルギースタープログラムVer2.0（2014年1月1日施行）に準拠
  - ➡ 製品速度・印刷方式・機能等に対応した消費電力量、スリープモード電力、待機時消費電力等の基準強化
    - 平成26年度1年間の経過措置の設定（備考11）
    - 使用される用紙については本体機器や印刷品質に問題がないことが前提（備考9）

# プリンタ等【p.41】

## 省エネルギー性能に係る判断の基準の強化

### 【判断の基準】

- ① プリンタ又はプリンタ／ファクシミリ兼用機（大判プリンタを除く）
- ② 大判プリンタ
  - ➡ 国際エネルギースタープログラムVer2.0（2014年1月1日施行）に準拠
  - ➡ 製品速度・印刷方式・機能等に対応した消費電力量、スリープモード電力、待機時消費電力等の基準強化
    - 平成26年度1年間の経過措置の設定（備考5）
    - 使用される用紙については本体機器や印刷品質に問題がないことが前提（備考4）

# ファクシミリ 【p.46】

## 省エネルギー性能に係る判断の基準の強化

### 【判断の基準】

- ① モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く）
- ② カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く）
- ③ インクジェット方式のファクシミリ
  - ➡ 国際エネルギースタープログラムVer2.0（2014年1月1日施行）に準拠
  - ➡ 製品速度・印刷方式・機能等に対応した消費電力量、スリープモード電力、待機時消費電力等の基準強化
  - 平成26年度1年間の経過措置の設定（備考2）

# スキャナ【p.49】

## 省エネルギー性能に係る判断の基準の強化

### 【判断の基準】

- スキャナの消費電力
  - ➡ 国際エネルギースタープログラムVer2.0（2014年1月1日施行）に準拠
  - ➡ スリープモード電力、待機時消費電力の基準強化
    - 平成26年度1年間の経過措置の設定（備考2）



# ディスプレイ【p.55】

## 省エネルギー性能に係る判断の基準の強化

### 【判断の基準】

#### ① ディ스플레이の消費電力

- ➡ 国際エネルギースタープログラムVer2.0（2013年6月1日施行）に準拠
- ➡ オンモード（画面サイズ対応）、スリープモード及びオフモードにおける消費電力の基準強化
- 対象とするディスプレイは61インチ以下の主としてコンピュータの表示装置（コンピュータモニタ、デジタルフォトフレーム、サイネージディスプレイ等）として使用するもの（備考1）

# 国際エネルギースタープログラム登録製品検索

## 登録製品検索

日本の国際エネルギースタープログラムに登録されている製品を検索できます。

登録製品を検索する条件を入力して下さい。

■ 検索する対象製品を次の品目から1つ選択してください。

- コンピュータ
- デスクトップコンピュータ(一体型含む)     ノートブックコンピュータ
- ワークステーション     小型サーバー     シンクライアントコンピュータ     全て選択
- ディスプレイ     プリンタ     ファクシミリ     複写機
- スキャナ     複合機     デジタル印刷機

■ 検索する **ブランド名** を入力してください。(ブランド名を省略すると全てのブランドを表示します。)

検索するブランド名:  ←

■ 検索する **型式** を入力してください。(型式を省略すると全ての型式を表示します。)

検索する型式:

■ 検索する製品の **発売年** を選択してください。

検索する製品の発売年度又は年:   年度検索  年検索

内容を確認し、**検索ボタン** をクリックしてください。  
該当する登録製品を検索し、一覧表を表示します。  
再度入力する場合は、**リセットボタン** をクリックしてください。

## プロジェクト 【p.70】

### 使用済み光源ランプ又は製品の回収システムの構築

#### 【判断の基準】

- ④ 光源ランプに水銀を使用している製品
  - ➡ 使用済み光源ランプ又は製品を回収する仕組みの構築に設定していた経過措置を終了
    - 多くの製造事業者等において回収の仕組みを構築

# 電気冷蔵庫等①【p.76】

## 電気冷蔵庫等のエネルギー消費効率に係る経過措置の取扱いの延長（定格内容積350ℓ→250ℓ）

- エネルギー消費効率が省エネ法に基づく多段階評価の4つ星以上の基準を満たすこと
  - 定格内容積250ℓ超400ℓ以下の製品については、平成26年度1年間は多段階評価基準の3つ星でも可（備考5イ）
  - 定格内容積250ℓ以下の製品については、トップランナー基準を上回らないこと（2つ星）でも可（備考5ア）

多段階評価	省エネルギー基準達成率
★★★★★	198%以上
★★★★	165%以上198%未満
★★★	133%以上165%未満
★★	100%以上133%未満
★	100%未満

基準を満足

# 電気冷蔵庫等②

## 統一省エネラベルの例（同程度の内容積の比較）



428ℓの**5☆**製品の例



427ℓの**4☆**製品の例



420ℓの**3☆**製品の例

400ℓ超の**3☆**は判断の基準を満たしていない製品

## 電気便座【p.82】

### 電気便座に係る省エネルギー効率に係る経過措置の取扱いの延長

- エネルギー消費効率が省エネ法に基づく多段階評価の**4つ星以上**の基準を満たすこと
  - 温水洗浄便座のうち瞬間式で節電方式としてタイマー方式及び非使用状態（夜間等）を判別する機能を有する製品については、多段階評価基準の3つ星でも可（備考3）
  - 暖房便座及び温水洗浄便座のうち貯湯式の製品については、トップランナー基準達成（2つ星）でも可（備考4）

多段階評価	省エネルギー基準達成率
★★★★★	188%以上
★★★★	159%以上188%未満
★★★	129%以上159%未満
★★	100%以上129%未満
★	100%未満

基準を満足

## 電気給湯器【p.93】

### 省エネ効率、オゾン層破壊物質・HFCの使用禁止

#### 【判断の基準】

- ① 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器のエネルギー消費効率
  - ➡ 貯湯容量・寒冷地仕様・保温機能の有無等に対応したエネルギー消費効率の基準（省エネ法トップランナー基準）
    - 平成26年度1年間の経過措置の設定（備考5）
- ② 業務用ヒートポンプ式電気給湯器の成績係数
  - ➡ 成績係数（COP）が3.50以上（従前の基準と同様）
- ③ 冷媒へのオゾン層破壊物質の使用禁止
- ④ HFC（代替フロン）の使用禁止
  - ➡ HFCの使用禁止は業務用ヒートポンプ式電気給湯器には適用しない（備考4）

# 蛍光灯照明器具【p.103】

## 家庭用蛍光灯照明器具に係る省エネルギー効率に係る経過措置の終了

- エネルギー消費効率が省エネ法に基づく多段階評価の4つ星以上の基準を満たすこと

多段階評価	省エネルギー基準達成率
★★★★★	140%以上
★★★★	127%以上140%未満
★★★	113%以上127%未満
★★	100%以上113%未満
★	100%未満

基準を満足



# 省エネ型製品情報サイト①（省エネ性能情報）

## 【情報サイトの概要】

- 小売事業者の表示制度の運用のために作成されたデータベース
- 統一省エネラベル等の印刷が可能
- 事業者の登録に基づく最新の省エネ性能ランキングを ①製品ごと一覧、②メーカーごと一覧、③製品の区分ごと一覧で閲覧可能
- 一般消費者向けの家電製品及びガス・石油製品の省エネ性能情報の提供サイト

省エネ型製品情報サイト  
～統一省エネラベル等の印刷・製品の省エネ性能情報～

省エネ機器

ご利用案内 検索・印刷のヒント

以下を選択して、最後に検索ボタンを押して下さい。  
\* 印の付いたものは必須選択項目です。

■製品選択  
\*  家電製品  ガス・石油製品  
\* 製品を選んでください。▼  
区分を選んでください。▼

■メーカー  
メーカーを選んでください。▼

■型番(前方一致)  
▼

■JANコード(前方一致)  
▼

■年度(販売店用です。詳しくはこちらをご覧ください)  
\* 2013年度 ▼

検索

統一ラベル作成用エクセルダウンロード  
統一省エネラベル個別作成  
登録データ一括ダウンロード

\* 個別ラベル作成に際しては、ページ右上の検索・印刷のヒントを参照ください。  
\* 登録されているデータをCSVで一括ダウンロードすることができます。

動作推奨環境  
windowsXP以降、Macintosh OSX以降  
Internet Explorer 7、Firefox 2以降  
お版、階版などのテスト版では動作保証できませんので、ご了承下さい。

統一省エネラベルをプリントするには最新のFlash Playerが必要になります。

Get ADOBE FLASH PLAYER

- 省エネラベリング制度
- 省エネ法判断基準

◆ 新着情報  
12.10.05 掲載データのダウンロードについて(PDF)  
12.04.27 蛍光灯器具の多段階評価基準変更について(PDF)  
12.03.16 2012年度版の統一省エネラベルについて(PDF)  
11.03.22 エアコン・液晶・プラズマテレビ

# 省エネ型製品情報サイト② (省エネ性能情報)

製品：冷蔵庫・冷凍冷蔵庫  
目標年度：2010年度

1ページ目

ラベル印刷チェック	メーカーまたはブランド (※ハネマ)	製品愛称	機種名 (型番)	省エネラベリング制度				年間消費電力量 (kWh/年) (※ハネマ)	年間電気代 (円/年)	冷却方式	定格内容積					機能				備考 (機能の補足等)	本サイト掲載日 (※ハネマ)	更新日 (※ハネマ)	JANコード									
				多段階評価 (正ハネマ)	省エネ性 マーク	目標年度	省エネ 達成率 (%) (※ハネマ)				合計 (L)	冷凍室 (L)	冷蔵室 (L)	特定 低温室 (L)	野菜室 ポトル室 (L)	切替室 (L)	ドア 数	観音開き	イン バータ 制御					ノン フロン 対応								
1	<input type="checkbox"/>	日立	真空チルドFS	R-G5200D-XS	★★★★★	●	2010	319	180	3,960	間冷式	517	149	274	17	94	0	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2013年10月03日	2013年09月27日	4902530020816		
2	<input type="checkbox"/>	日立	真空チルドFS	R-F520D-SH	★★★★★	●	2010	319	180	3,960	間冷式	517	149	274	17	94	0	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2013年10月03日	2013年09月27日	4902530020823
3	<input type="checkbox"/>	パナソニック		NR-F518XG-N	★★★★★	●	2010	318	180	3,960	間冷式	505	146	254	17	105	0	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2013年10月22日	2013年10月29日	4902704856180	
4	<input type="checkbox"/>	東芝	VEGETA	GR-F51FXV(ZN)	★★★★★	●	2010	316	180	3,960	間冷式	510	129	262	11	119	0	6	○	○	○	○	○	○	○	○	上質なデザイン、 ひとつ上の機能と 省エネ。	2012年10月30日	2012年10月30日	4904550938294		
5	<input type="checkbox"/>	東芝	VEGETA	GR-G51FXV(ZW)	★★★★★	●	2010	316	180	3,960	間冷式	510	129	262	17	119	0	6	○	○	○	○	○	○	○	野菜室がまん なか。洗練され たスタイル。	2013年09月18日	2013年11月06日	4904550946091			
6	<input type="checkbox"/>	日立	真空チルドFS	R-G5700D-XS	★★★★★	●	2010	313	190	4,180	間冷式	565	167	295	19	103	0	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2013年09月02日	2013年08月28日	4902530018134	
7	<input type="checkbox"/>	日立	真空チルドFS	R-M5700D-X	★★★★★	●	2010	313	190	4,180	間冷式	565	167	295	19	103	0	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2013年09月17日	2013年09月09日	4902530018165	
8	<input type="checkbox"/>	日立	真空チルドFS	R-F480D-T	★★★★★	●	2010	310	180	3,960	間冷式	475	138	252	14	85	0	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2013年10月22日	2013年10月11日	4902530020878	
9	<input type="checkbox"/>	シャープ	プラスクラスタ 冷蔵庫	New SJ-XW47Y-C	★★★★★	●	2010	310	170	3,740	間冷式	465	129	255	17	81	0	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2013年12月24日	2013年12月24日	4974019811833	
10	<input type="checkbox"/>	日立	真空チルドFS	R-G4800D-XT	★★★★★	●	2010	310	180	3,960	間冷式	475	138	252	14	85	0	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2013年10月22日	2013年10月11日	4902530020847	
11	<input type="checkbox"/>	シャープ	プラスクラスタ 冷蔵庫	SJ-XW47X-S	★★★★★	●	2010	310	170	3,740	間冷式	465	129	255	17	81	0	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2012年12月18日	2012年12月18日	4974019775890	
12	<input type="checkbox"/>	日立	真空チルドFS	R-M6200D-X	★★★★★	●	2010	308	200	4,400	間冷式	620	185	324	22	111	0	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2013年09月17日	2013年09月09日	4902530018158	
13	<input type="checkbox"/>	日立	真空チルドFS	New R-X6200D-ZV	★★★★★	●	2010	308	200	4,400	間冷式	620	185	324	22	111	0	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2014年01月09日	2014年01月08日	4902530034691	
14	<input type="checkbox"/>	日立	真空チルドFS	R-G6200D-XT	★★★★★	●	2010	308	200	4,400	間冷式	620	185	324	22	111	0	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2013年09月02日	2013年08月28日	4902530018103	
15	<input type="checkbox"/>	日立	スリーブ保存 真空 チルドSL	R-SF520CM-SH	★★★★★	●	2010	304	190	4,180	間冷式	517	149	274	17	94	0	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2012年10月04日	2012年09月26日	4902530977554	
16	<input type="checkbox"/>	日立	スリーブ保存 真空 チルドSL	R-C5200-XS	★★★★★	●	2010	304	190	4,180	間冷式	517	149	274	17	94	0	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2012年10月04日	2012年09月26日	4902530977523	
17	<input type="checkbox"/>	日立	真空チルドFS	R-F440D-SH	★★★★★	●	2010	303	180	3,960	間冷式	441	129	232	13	80	0	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2013年10月22日	2013年10月11日	4902530020885	
18	<input type="checkbox"/>	日立	真空チルドFS	New R-X6700D-ZV	★★★★★	●	2010	303	210	4,620	間冷式	670	204	346	25	120	0	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2014年01月09日	2014年01月08日	4902530034677	
19	<input type="checkbox"/>	日立	真空チルドFS	R-M6700D-X	★★★★★	●	2010	303	210	4,620	間冷式	670	204	346	25	120	0	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2013年09月17日	2013年09月09日	4902530018141	
20	<input type="checkbox"/>	日立	真空チルドFS	R-G6700D-XT	★★★★★	●	2010	303	210	4,620	間冷式	670	204	346	25	120	0	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2013年09月02日	2013年08月28日	4902530018080	
21	<input type="checkbox"/>	日立	真空チルドFS	R-S5000D-XT	★★★★★	●	2010	301	180	3,960	間冷式	501	148	261	17	92	0	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2013年11月06日	2013年10月28日	4902530025668	
22	<input type="checkbox"/>	シャープ	プラスクラスタ 冷蔵庫	SJ-GF50Y-W	★★★★★	●	2010	300	190	4,180	間冷式	501	143	268	18	90	0	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2013年09月20日	2013年09月27日	4974019790398	
23	<input type="checkbox"/>	パナソニック	パナソニック ユニット冷蔵庫	NR-F507XV-SS	★★★★★	●	2010	300	190	4,180	間冷式	501	146	251	17	104	0	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2012年11月16日	2012年11月16日	4902704031556	
24	<input type="checkbox"/>	日立	スリーブ保存 真空 チルドSL	R-SF570CM-SH	★★★★★	●	2010	299	200	4,400	間冷式	565	167	295	19	103	0	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2012年09月19日	2012年09月13日	4902530976700	
25	<input type="checkbox"/>	日立	スリーブ保存 真空 チルドSL	R-C5700-XS	★★★★★	●	2010	299	200	4,400	間冷式	565	167	295	19	103	0	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2012年09月06日	2012年09月03日	4902530976632	
26	<input type="checkbox"/>	日立	真空チルドFS	R-S4700D-XS	★★★★★	●	2010	296	180	3,960	間冷式	470	148	230	17	92	0	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2013年11月06日	2013年10月28日	4902530025767	

# 蛍光ランプ①（40形直管蛍光ランプ）

【p.107】

## 高周波点灯専用形（Hf）

### 【判断の基準】

- ア エネルギー消費効率ランプ効率で100lm/W以上
- イ 平均演色評価数Raが80以上
  - 測定方法はJIS C 7801に準ずる（備考2）
- ウ 管径は25.5（±1.2）mm以下
- エ 水銀封入量は製品平均5mg以下
  - ➡ 水銀に関する水俣条約に対応（2020年以降の規制）
- オ 定格寿命は10,000時間以上

### 【配慮事項】

- 製品の包装又は梱包
  - ➡ 可能な限り簡易、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮

## 蛍光ランプ②（40形直管蛍光ランプ）

### ラピッドスタート形又はスタータ形（水銀封入量）

#### 【判断の基準】

エ 水銀封入量は製品平均5mg以下

➡ 水銀に関する水俣条約に対応（2020年以降の規制）

## 電球形状のランプ【p.107】

### 電球形蛍光ランプ（水銀封入量）

#### 【判断の基準】

イ 水銀封入量は製品平均4mg以下

➡ 水銀に関する水俣条約を踏まえ基準を強化

# LED照明器具【p.103】、ランプ【p.107】

## JIS規格番号を明記

### 【LED照明器具】

- 平均演色評価数Raの測定方法
  - JIS C 7801及びJIS C 8152-2に準拠（備考7）
- LEDモジュール寿命の測定方法
  - JIS C 8152-3に準拠（備考8）

### 【ランプ（40形直管蛍光ランプ、電球形状のランプ）】

- 平均演色評価数Raの測定方法
  - JIS C 7801に準拠（備考2）
- 電球形LEDランプの定格寿命の測定方法
  - JIS C 8152-3に準拠（備考4）
- 電球形蛍光ランプの定格寿命の測定方法
  - JIS C 7620-2に準拠（備考5）

## 【参考】水銀に関する水俣条約

### ランプの規制内容（2020年以降製造、輸出入禁止）

- 30W以下の一般照明用コンパクト蛍光ランプ（CFL）で水銀封入量が5mgを超えるもの（電球形蛍光ランプを含む）
- 一般照明用直管蛍光ランプ（LFL）
  - a. 60W未満の3波長蛍光体を使用したもので水銀封入量が5mgを超えるもの
  - b. 40W以下のカルシウムハロ蛍光体を使用したもので水銀封入量が10 mg を超えるもの
- 一般照明用高圧水銀ランプ（HPMV）
- 電子ディスプレイ用冷陰極蛍光ランプ（CCFL及びEEFL）
  - a. 長さが500mm以下の小サイズのもので水銀封入量が3.5mgを超えるもの
  - b. 長さが500mmを超え1,500mm以下の中サイズのもので水銀封入量が5mgを超えるもの
  - c. 長さが1,500mmを超える大サイズのもので水銀封入量が13mgを超えるもの

## 自動車【p.110】

### バイオエタノール混合ガソリンの利用促進

- E10対応車の市場投入等に伴いバイオエタノール混合ガソリン（E3、**E10**及びETBE）の供給体制の整備されている地域から、積極的な利用に努める（備考6）

## 節水機器【p.146】

### JIS規格適合品が判断の基準を満たす

- 節水コマ
  - 節水コマの吐水流量の試験方法はJIS B 2061に準拠するとともに、JIS B 2061で規定される節水コマ機能を有した給水栓に適合する節水機器は判断の基準を満たす旨記載（備考3）

## 公共工事（骨材）

### JIS規格適合品が判断の基準を満たす旨備考に記載

- 高炉スラグ骨材
  - JIS A 5011-1（p.162）
- フェロニッケルスラグ骨材
  - JIS A 5011-2（p.162）
- 銅スラグ骨材
  - JIS A 5011-3（p.163）
- 電気炉酸化スラグ骨材
  - JIS A 5011-4（p.163）



## 公共工事（アスファルト混合物、路盤材等）

### JIS規格適合品が判断の基準を満たす旨備考に記載

- 鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物
  - JIS A 5015 【道路用鉄鋼スラグ】（p.163）
- 鉄鋼スラグ混入路盤材
  - JIS A 5015 【道路用鉄鋼スラグ】（p.164）
- 透水性コンクリート
  - JIS A 5371（p.164）
- 再生プラスチック製中央分離帯ブロック
  - JIS A 9401（p.168）

## 高日射反射率塗料【p.165】

### 日射反射率保持率に係る経過措置の1年間延長

- 日射反射率保持率の算出において屋外暴露耐候性試験開始後24ヶ月経過後の測定が必要なことから、平成26年度までは経過措置を設定（備考3）

## 照明制御システム【p.172】

### LED照明器具を対象に追加

- 連続調光可能なHf蛍光灯器具、LED照明器具及びそれらの器具を制御する照明制御装置

## 自動車専用タイヤ更生【p.193】

### JIS規格適合品が判断の基準を満たす

- JIS K 6329に適合する更生タイヤ（リトレッド）は判断の基準を満たす旨記載（備考2）

## 植栽管理【p.197】

### 最新の通知番号に更新

- 「住宅地等における農薬使用について」の通知番号を最新の番号に更新

## 会議運営①【p.227】

### 会議運営の対象、判断の基準

- 委託契約等に会議の運営を含む業務であって下記の①又は②に該当する場合

#### 【判断の基準】

##### ① 紙の資料を配布する場合

- ➡ 適正部数の印刷、両面印刷等により紙使用量の削減を図ること
- ➡ 配布する資料の用紙が特定調達品目に該当する場合は当該品目の判断の基準を満たすこと

##### ② 印刷物を印刷する場合

- ➡ ポスター、チラシ、パンフレット等を印刷する場合は印刷に係る判断の基準を満たすこと

## 会議運営②

### 配慮事項①

#### 【配慮事項】

- ① リサイクルの実施
  - ➡ 紙の資料、印刷物等のうち、不要となった残部についてはリサイクルを実施
- ② 容器の返却・回収、再使用
  - ➡ 飲料等の提供時における容器包装の返却・回収
  - ➡ 可能な限り容器包装の再使用
    - リユースびんやリユースカップ等の使用
- ③ 低燃費・低公害車の使用、エコドライブの実施
  - ➡ 低燃費・低公害車は、本基本方針の自動車に係る判断の基準を満たす自動車（備考1）
  - ➡ 「エコドライブ10のすすめ」に基づく運転（備考2）

## 会議運営③

### 配慮事項②

#### 【配慮事項】

- ④ 会議参加者に対する環境負荷低減に資する情報提供
  - ▶ 公共交通機関の利用促進
  - ▶ クールビズ・ウォームビズの奨励
- ⑤ 梱包用資材の環境負荷低減
  - ▶ 資機材の搬送に使用する梱包用資材の可能な限りの簡易化、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減への配慮

# ウォームビズ・プラス・ワン

ぽかぽかをもうひとつ。



室温20度で快適に温かく過ごすために様々な工夫が行われてきた  
職場や家庭でのウォームビズ。冬の節電は、夏の対策よりも省エネ効果や  
CO<sub>2</sub>排出量の削減効果が高いと言われています。

今までのウォームビズにさらに、ちょっとしたアイデアを  
プラスすることで、より快適に楽しく、温かく過ごすことができます。

それが、ウォームビズ・プラス・ワン。

みんなで、あっと驚くアイデアを一緒に考え、  
ウォームビズの輪を広げていきましょう！

ウォームビズ期間：2013年11月1日～2014年3月31日